

関屋保育園運営規程

(施設の名称等)

第1条 一般財団法人和田徳伝会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称：関屋保育園

(2) 所在地：新潟市中央区関屋昭和町3丁目145

(施設の目的)

第2条 関屋保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児（以下「園児」という。）を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、保育の提供に際し、入園する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

2. 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

3. 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

(特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法」、「その他関係法令」を遵守し、「保育所保育指針（平成29年告示）」に沿って、園児の発達に必要な保育を行う。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり、配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
ただし、職員の配置については、配置基準以上とする。

なお、員数は入園人数により変動することがある。

(1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 2名以内（常勤専従）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 4、5歳児25名に対し1名以上

3歳児15名に対し1名以上

2歳児6名に対し1名以上

0、1歳児3名に対し1名以上

保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- (4) 調理員 2名（常勤専従）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

- (5) 用務員 1名（非常勤）

用務員は、当園の雑務を行う。

- (5) 嘱託医 1名

嘱託医は、当園の園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

- (6) 嘱託歯科医 1名

嘱託歯科医は、当園の園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（保育を行う日）

第6条 保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

2. 休日保育は、日曜日、祝祭日および12月29日、30日とする。

（保育を行う時間）

第7条 保育を行う時間は、次のとおりとする。

- (1) 開園時間

当園が定める開園時間は次のとおりとする。

- | | | |
|-------|-------|------------------|
| ・通常保育 | 月～金 | 午前7時30分から午後7時00分 |
| | 土 | 午前7時30分から午後6時00分 |
| ・休日保育 | 日・祝祭日 | 午前8時00分から午後6時00分 |

- (2) 通常保育における保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間とする。

- | | |
|-----|------------------|
| 月～金 | 午前7時30分から午後6時30分 |
| 土 | 午前7時30分から午後6時00分 |

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、以下の範囲内で延長保育を行う。

- | | | |
|-------|-----|------------------|
| ・延長保育 | 月～金 | 午後6時31分から午後7時00分 |
|-------|-----|------------------|

- (3) 通常保育における保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間とする。

- | | |
|-----|------------------|
| 月～土 | 午前8時00分から午後4時00分 |
|-----|------------------|

・延長保育	月～土	午前 7 時 3 0 分から午前 7 時 5 9 分
	月～金	午後 4 時 0 1 分から午後 7 時 0 0 分
	土	午後 4 時 0 1 分から午後 6 時 0 0 分

第 8 条 保護者は、居住する市町村が定める利用者負担を、その居住する市町村に支払うものとする。

(1) 絵本代 月額 400円 (0歳児は除く)

(3) その他当園の保育において通常必要とされ、保護者負担が適当と認められるもの

第9条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

(2) 3号認定子ども(3歳児未満) 35名

(うち、0歳児：8名 1，2歳児：27名)

第10条 当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

3. 当園の園児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了する。

(1) 園児が小学校に就学したとき。

(2) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取消したとき。

(3) 保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

第11条 当園は、保育を行う中で、園児に体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

２．保育の提供により事故が発生した場合は、区健康福祉課及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

3. 園児に対する保育を行うことにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずる。

2. 当園は、保育を行う中で、当園の職員又は保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、速やかに区健康福祉課・児童相談所等適切な関係機関に通告する。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(苦情解決)

第15条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2. 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

平成27年4月 制定

平成29年4月 変更（保育短時間の保育時間）

2019 年10月 変更（利用者負担その他の費用の種類）

2022 年4月 変更（利用定員）

2020 年10月 変更（特定教育・保育の内容）（職員の職種、員数及び職務の内容）

（利用者負担その他の費用の種類）

2023 年4月 変更（利用者負担その他の費用の種類）

2023 年9月 変更（利用者負担その他の費用の種類）

2024 年4月 変更（利用定員）（職員の職種、員数及び職務の内容）

2024 年10月 変更（利用者負担その他の費用の種類）

2025 年4月 変更（利用定員）